

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：扶桑町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めない常勤職員	83.8%
任期の定めない常勤職員以外の職員	117.3%
全職員	58.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、町の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役割段階別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	—%
本庁課長補佐相当職	96.7%
本庁係長相当職	93.9%

(2) 勤続年数別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.8%
31～35年	89.7%
26～30年	92.7%
21～25年	89.6%
16～20年	77.1%
11～15年	82.7%
6～10年	93.3%
1～5年	98.2%

【説明欄】

- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職区分について、女性職員がいないため記載なし。
- ・役職段階別の本庁課長相当職区分について、女性職員が1名のため非公表。
- ・令和4年度については、女性職員のみが育児部分休業を取得しており、その減額により給与に差異がある。
- ・相対的に男性職員の超過勤務時間が長く、女性は男性の64.3%の時間数である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。